

## 注意事項【扶養の認定ルール】

提出期限: **原則 事由発生日から 5 日以内**(健康保険法施行規則第 38 条)

1. **口頭での受付はしていません。**  
(健康保険被扶養者異動届と現況届を提出して初めて受付、その他すぐに入手できない添付書類は 1 週間以内を目途にご提出ください)
2. **新生児の場合は、5日を過ぎても出生年月日で認定します。**  
個人番号は後日となっても、その他書類は速やかにご提出ください。
3. **ご自身で準備できる書類以外の遅延の場合は5日を超えても事由発生日まで遡ります。**  
例)退職証明書・資格喪失証明書・雇用契約書・雇用保険受給資格者証のコピー等
4. **事由発生日が判別できない場合、正当な遅延理由や事情がない場合は、届出が到着した日を認定日とします。**  
1 か月を超えてもすべての書類が揃っていない場合は、認定日が変更になる可能性があります。  
※やむを得ない理由がある場合は、事前に健康保険組合までご相談ください。
5. 「個人番号別紙」以外は、データでの提出も受け付けますのでメールに添付してご提出ください。